

令和6年度第1回公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会 会議録

(令和7年3月3日掲載)

1 日 時 令和7年2月17日(月) 14時00分～16時00分

2 場 所 オンライン会議(山梨県庁防災新館401会議室)

3 出席者

(委員) 佐々木亮、信田恵三、田内正宏、西谷順平(五十音順、敬称略)

(事務局) 総務部次長、行政経営管理課長、総括課長補佐、行政経営担当(3名)

(ほか参加者) 出納局管理課長、管理指導担当(1名)

4 傍聴者等の数 1名

5 会議次第

(1) 開会

(2) 委員挨拶

(3) 委員長の互選及び委員長代理の指名

(4) 事務局概要説明

(5) 議事

(6) 事務連絡

(7) 閉会

5 会議に付した議題

(1) 議事: 評価委員会運用指針について【非公開】

(2) 議事: 山梨県公募型プロポーザル方式実施要綱及び事務マニュアルについて【非公開】

6 議事の概要

(1) 開会

(司会)

ただ今から公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会を開催いたします。よろしく願いいたします。

(2) 委員挨拶

(司会)

初めに委員の皆様の紹介をいたします。名前を五十音順に読み上げますので、名前を呼ばれた委員におかれましては、簡単なご挨拶をお願いできればと思います。まず、ひまわり法律事務所の弁護士信田恵三先生です。よろしくお願いいたします。

(信田委員)

弁護士の信田でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。続きまして、東京靖和綜合法律事務所弁護士田内正宏先生です。よろしくお願いいたします。

(田内委員)

東京靖和綜合法律事務所の弁護士田内正宏です。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。続きまして、立命館大学経営学部教授西谷純平先生です。よろしくお願いいたします。

(西谷委員)

西谷と申します。専門は会計学になります。よろしくお願いいたします。

(司会)

佐々木先生はいらっしゃった時に紹介させていただきます。

(3) 委員長の互選及び委員長代理の指名

互選により委員長に田内委員を選任し、指名により委員長代理に信田委員を選任した。

(司会)

次第3の「委員長の互選及び委員長代理の指名」に入らせていただきたいと思います。委員の皆様の互選により決定させていただきたいと思いますので、協議の方をお願い致します。

(委員)

委員長には田内先生にお願いしたいと思います。

(司会)

田内先生を委員長にするという推薦がございましたけれどもいかがでしょうか。

(委員)

異論ございません。

(司会)

それでは、本委員会の委員長には田内委員にご就任いただくことに決定いたしました。次に田内委員長から委員長代理の指名をお願いいたします。

(委員長)

委員長に指名されました田内です。とても重たい責任だと思っておりますけれど、県の行政発展のために微力を尽くしたいと思っております。

委員長代理について指名させていただきます。行政分野、そして県政への造詣も深い信田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

(委員)

異論ございません。

(司会)

それでは、委員長代理には信田委員にご就任いただくことに決定いたしました。

(4) 事務局概要説明

公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会設置要綱や評価委員会の設置経緯等について、事務局より説明した。

(司会)

続きまして、次第4の事務局の概要説明に入らせていただきます。

(事務局)

お手元の資料に沿って、説明させていただきます。

まず、「資料1-1 公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会設置要綱」について説明します。まず、第1条の設置目的ということで、何のためにこの評価委員会を設置したかと言いますと、県が行う公募型プロポーザル契約事務の公平性・透明性及び競争性を確保するため本評価委員会を設置するとともに、その運営について必要な事項を定めるというのが、この設置要綱の目的になります。

以下、本評価委員会の所管事務であるとか、委員会の組織であるとか、会議の運営、進め方等について書いてございます。後ほど説明させていただく中身と内容が重複しておりますので、ここでは項目のみ説明させていただきます。

続きまして、「資料2 公募型プロポーザル契約事務にかかる評価委員会について」ということで、改めてこの評価委員会の設置にかかる県の現状であるとか経緯等を説明させていただきます。

まず、〈現状・経緯〉のところでございます。

山梨県では、随意契約の相手を選定する手法の1つである公募型プロポーザル方式というものを従前から行っております。この公募型プロポーザル方式というのは、県が事業者と契約する際の方法の1つでございまして、複数の事業者から企画提案させ、企画内容や業務遂行能力が最も優れたものを契約の候補者として選定する方式でございます。

県の契約は基本的には価格競争が基本になりますが、価格競争に適さないものについては、こうした公募型プロポーザル方式等により契約を行っております。

しかしながら、こうしたプロポーザルによる契約の一部について、次のように県議会から指摘を受けている状況がございます。1つは、1社が複数年にわたって複数の事業を請負っている実態がある、もう1つは選定委員会の選定や審査の過程が不透明である、また、選定における公平性や競争性、透明性を確保するための実施要綱を定める必要がある。このような指摘を受けているところでございます。

こうした指摘に対し、令和6年12月議会において、知事が次のように答弁を行っております。まず、同一業者が複数年にわたり、複数事業を受託することは法令上直接制限する定めはないが、公募型プロポーザルの公平性・透明性をなお一層確保し、県民の懸念を生じさせないように工夫をこらすということが1点目、2点目として、指摘を頂いたような契約に係る条件などの公平性や透明性について、弁護士などの外部有識者からなる第三者委員会において、検証・評価を求めるなどの措置を検討する。3点目として、その検証を行う事業は、令和7年度の当初予算における事業から検証を行ってまい。という3点でございます。

こうした状況で、どのように検討して対応していくかについてですが、まずは財務事務に関する指導を所管する出納局において、公募型プロポーザルに係る事業の要件であるとか、選定方法、選定委員の選び方、さらにはその選定の過程に係る情報公開など、基本的な事項を定めた実施要綱を定めるということとし、さらに議会から指摘を受けた同一事業者が複数年にわたり複数事業を受託するような特定案件については、より公平性・透明性を高めるため、第三者の外部有識者からなる評価委員会を設置し、検証・評価を行うことといたしました。

プロポーザルにつきましては、特定案件も含めた形で全体の実施要綱を定めまして、その上で、複数年同一事業者のような特定の案件については、この第三者評価委員会で事前に評価を行うということでございます。

また、評価委員会のもう1つの役割としまして、実施要綱の案に対する助言をいただく、さらにはプロポーザルに関する県の全体的な制度、設計や運用についても助言をいただきたいということで、この委員会を設置させていただきました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。事務局担当者の説明が終わりました。

(以上)